

推古朝の合議

奈良女子大学古代学聖地学研究センター
鈴木明子

はじめに

従来、聖徳太子による推古朝の政治は大化改新の前駆とみなされ、推古朝は日本律令国家の出発点とされてきた。近年では、推古朝と律令国家の連続性が否定され、律令国家形成の対外的（外的・偶然的）契機が過剰に説かれ、内在的契機が捨象される傾向にある。

その結果、日本律令国家の論理は、氏族制的秩序の残存（未開・固有法）と中国的律令（文明・継受法）の浸透という律令国家二重構造論へ多く帰結し、独自の論理を問うことが回避されてきた。

古代国家形成史の鍵となるのは推古朝と聖徳太子の新たな評価である。また、前方後円墳の造営が畿内・東日本・西日本各地で一斉に終焉した推古朝は国制の一大転換点でもあった¹。古代国家形成史の主要な論点である合議制の視点から、聖徳太子の果たした役割を考えたい。

(1) 問題の所在

① 大夫合議制²

大化前代、大夫という一定の政治的地位が存在し、合議体を形成

「大夫」はマヘツキミと訓まれ、「群臣」、「群卿」など多様に表記

② 大夫合議制と律令太政官合議

川尻秋生³

大夫合議制と律令制下の合議の関係、律令制下の合議に唐制がどのように影響を及ぼしていたかとの視点から、合議を二つに分類

A型：臣下が自分の見解を独自に述べ、大王（天皇）に奏上

異なった見解を並立して述べることも可能。←中国の「議」

B型：臣下が合議を行い、見解を一本化して君主に奏上

←日本の論奏、中国の宰相会議

大化前代の合議＝全会一致を必要としないA型の合議

→大夫合議制（A型）と律令太政官合議（論奏 B型）は系譜的に連続しない

大夫合議制から太政官合議への変化には重大な別のインパクトが必要

鈴木琢郎⁴

大化前代の群臣合議は未だ統一見解が定立されず、国家意思定立に対して副次的な機能しか有していない。群臣合議が統一見解を定立して主体性を獲得し、大臣がそれを領導するようになるのは律令制成立を待たねばならない

私見

大化前代の合議について、川尻氏がA型の合議とする最大の根拠は、群臣の見解の一致を目指す舒明即位前紀の皇嗣選定合議を、大臣の私邸で行われた正式な合議でなく、かつ天皇が存在せず一般的な合議とみなせないと合議の事例から除外する点

①推古朝には天皇不参加かつ大臣開催の合議が他にも存在する②大臣私邸における私的な根回しとすれば、大臣の発言がないことが不可解③当時の政府の機構や施設は群臣の私邸にもおかれた

→正式な合議としてあつかうべき

→大化前代の合議の事例を改めて検証する必要

(2) 推古朝における合議形態の変質

① 合議への天皇の参加

1、推古朝以前の合議

天皇が病気で不在の史料③を除くと史料①②④とすべて御前合議

・史料②＝大王が群臣一人ひとりに問う「歴問」形式（＝雄略紀十四年四月甲午朔条）

→欽明朝以降なし。古い段階の合議の特徴

→部民制下の固有の統属関係を主管する群臣一人ひとりと直接対話する「歴問」の必要⁵

2、推古朝の合議…天皇不参加

- ・史料⑥…「於_レ是天皇将_レ討_レ新羅_一。謀_レ及大臣_一、詢_レ于群卿_一」
天皇が大臣に諮問を下し、大臣が合議を開催（天皇不参加、大臣開催）
御前合議＝「奏曰」（史料①②④）
天皇不参加の合議＝「曰」（史料③⑥⑦）
- ・史料⑤…群臣の合意（小野妹子を流刑に処す）形成←推古の勅（天皇不参加の可能性が高い）
「奏」字記されず←国書紛失の史実性に問題はあるものの、合議形態に対する書紀の認識をうかがえる史料
- ・史料⑦…推古崩御にともなう皇嗣選定合議
天皇不在、大臣開催←正式な合議ではないとの指摘⁶
 - ・天皇在世中でも天皇不参加の合議（史料⑥）
 - ・大臣私邸で行われた私的な根回し←大臣の発言がみられないのが不可解
 - ・当時の政府の機構や施設はすべて王宮内に収容されず、群臣の私邸にもおかれた⁷
→正式な合議とみなすべき

②大臣の変質と全会一致の原則の成立

1、推古朝以前の合議

大臣・大連が中心となって発言

2、推古朝以降

大臣の発言なし（発言は臣・連のみ）

- ・大臣が合議を開催（史料⑥⑦）
- ・合議における全会一致の原則の成立（史料⑤⑥⑦⑨）

史料⑦…「爰大臣知_レ群臣不_レ和、而不_レ能_レ成_レ事退之」

群臣の見解を一致させなければ合議は成立しない（→全会一致を目指す合議）

史料⑤…群臣の合意を形成（＝全会一致）

史料⑥…合議で意見が二つに分かれ、最終的に新羅を討たなかった（「則不_レ果征_レ焉」）

史料⑦と同様に解釈可能（史料⑦：群臣の異なる見解を列記することに主眼、群臣の見解が統一される過程は詳記しない）

→史料⑥も、群臣の異なる見解を列記することに主眼がおかれ、見解統一の過程を省き、ただ統一見解にもとづき「則不_レ果征_レ焉」とのみ記したか（＝全会一致）

*合議での論争をふまえた天皇の裁定とする見方は可能か

合議後、遣使の報告もまたずに大臣蘇我馬子が新羅に軍勢を送る（史料⑩）⁸

→天皇の裁定を大臣が覆したことになるが、書紀には大臣馬子が天皇の裁定を覆した事例みえず←「則不_レ果征_レ焉」は、天皇の裁定ではなく、群臣の統一見解

史料⑨…全会一致

→大臣の変質：合議体筆頭（主として発言）

→合議体統括者（合議で発言せず、合議を開催、意見の集約・一本化）

全会一致の原則の成立

2、合議における大臣の私意の否定

- ・大臣馬子が合議での合意を覆して軍勢派遣（史料⑩）

→群臣の合意に大臣の決定が優先

- ・「当_レ是時_一、蘇我蝦夷臣為_レ大臣_一。独欲_レ定_レ嗣位_一。顧畏_レ群臣不_レ從_一」（舒明即位前紀）

→皇嗣選定の大事において、大臣の私意よりも群臣合議を優先

- ・「是群卿言也。特非_レ臣心_一」、「其唯不_レ誤_レ遺勅_一者也。非_レ臣私意_一」（舒明即位前紀）

→皇嗣選定合議の決定が大臣の私意ではなく、天皇の遺詔と群臣の意見に従ったものであることをくり返し強調←群臣の合意は大臣にとっても一定程度の重みをもつ

- ・史料⑧…授位についての合議⁹

合議の三日後（史料⑪）、

蘇我大臣蝦夷が病を口実に朝参せず¹⁰、「私」に入鹿へ紫冠を授け大臣位に擬す

→大臣蝦夷の意志と合議結果とは異なるが、合議の場において、大臣の私意を通

すことは慎まねばならなかった

皇嗣選定に際して、最終的に見解の異なる境部摩理勢の抹殺に至ったのも、当時の合議体制の未熟さであるだけでなく、理念の上ではそれだけ群臣の見解の一致が重視されたためか¹¹。

③天皇と合議

1、推古以前の合議への関与

- ・基本的に御前合議（史料①②④）
- ・天皇が群臣一人ひとりの意見を徴収する「歴問」の形式（史料②）
- ・意見が対立する場合は天皇自ら裁定（史料②）

2、推古朝の合議への関与

- ・天皇不参加。大臣を媒介とした間接的な関与（史料⑤⑥⑦）

佐竹昭¹²

日本の宮室構造が、内裏と朝堂院の二つの部分からなるとみた場合、『周礼』などにみられる三朝制のうち、燕朝と治朝のあり方にきわめて類似（内裏＝王の空間＝燕朝、朝堂院＝群臣衆議の空間＝治朝）

井上亘¹³

推古朝にいたって初めて確認される小墾田宮の大門が、「王の空間」と「群臣衆議」の空間とを分離せしめた

私見

推古朝における合議の変質

- ・天皇は合議への関与を、大臣を媒介とした間接的なものに止める
- ・群臣合議における全会一致の原則の成立

→「王の空間」と「群臣衆議の空間」の分離は合議の形態変化に適合的

3、裁定権

- ・史料⑤…合議の決定を天皇が退ける
←最終的な裁定権が天皇にあるという『日本書紀』の認識

- ・史料⑫⑬…将軍等による合議（推古紀）

「合議→奏上→（検校）→裁可」

大將軍・副將軍＝大小徳冠¹⁴、大夫による合議と同等の合議

- ・先帝崩後の群臣による皇嗣選定合議

允恭即位前紀、継体即位前紀＝先帝の意志は問題にされず

舒明即位前紀＝群臣の発言「既從_レ天皇遺命_一耳。更不_レ可_レ待_一群言_一」

大臣蝦夷の発言「其唯不_レ誤_一遺勅_一者也。非_一臣私意_一」

推古朝の皇嗣選定合議では先帝の意志に従うべきことがくり返し強調

→天皇の合議機関からの超越

＝（群臣）最終的な裁定権が天皇にあることのより深い自覚

吉村武彦¹⁵

大化前代の王位選定のプロセスには群臣の推挙が必要であったが、皇極が孝徳へ譲位した大化改新によって、王家の意志による継承へと改定された

私見

王位選定における大化改新の画期性は評価すべきであるが、皇嗣選定合議で初めて先帝の意志が重視された推古朝に、その萌芽はすでに生じていた

小括

①推古朝における合議制の変質

- ・推古朝の合議では、大臣は発言せず、統括者へと役割が変化する
←背景に全会一致を成立条件とする群臣合議自体の変質
- ・合議で一本化された見解は、大臣の私意ではなく、あくまで群臣の合意であることが強調
→大臣の決定が群臣の合意に優先することもあったが、群臣の統一見解は、大臣にとっても一定程度の重みをもった

- ・推古朝の合議に天皇の参加はみられないものの、最終的な裁定権は天皇にあった
→天皇は合議機関から超越。大臣が合議の統括者として天皇と群臣の間を媒介

②合議の変質と冠位十二階

- ・大臣：合議体筆頭→合議体外・合議を統括（＝大臣の別格化）
→冠位十二階と関係（大夫に徳冠を授けて冠位制の枠内に包摂し、大臣に冠位制を超越する紫冠を獲得させた（大臣：冠位制外・紫冠））

・合議における全会一致の成立と冠位制創設が関連する理由

徳冠を授けられ、合議に参加した大夫による合意が、冠位を授与された全廷臣の合意を象徴する、すなわち全廷臣の合意を最上位である徳冠（＝大夫）の合意で代表するのであり、それ故に冠位制を超越する大臣は合議で見解を述べないものである。さらに大夫の合意＝全廷臣の合意が裁可され、国家意思へと転化すると、全廷臣の合意と天皇の意志がイコールとなり、政治責任の所在が不明確となる。皇帝に決裁権が集中し、政治責任を負うために革命思想と必然的につながる構造をもつ皇帝制と異なり、易姓革命を想定せず、超責任的性格を備えた天皇制の構造の端緒が、ここに開かれたとみられる。

* 日唐律令制下の国家機構の特質について

唐の強大な皇帝権力に対し、日本の太政官の存在の大きさが指摘されてきた¹⁶。唐では三省が個別に皇帝に直属し、宰相府も皇帝の諮問機関にとどまり、決裁権はすべて皇帝に集中するが、日本では太政官がすべての官司を統括し、諸司からの申請や議政官が議定した事柄を天皇に奏聞せずに決裁することがあった¹⁷。皇帝が強大な権限をもつために、即位の際の遺詔や冊文には、皇帝たるに相応しい資質が説かれ¹⁸、皇帝が徳を失えば天命が革まる、つまり革命を起こすことも可能とされた。これに対して、日本の即位宣命では天皇の資質は問われず、天命思想についても、律令国家の天皇観に根本的な影響をほとんど与えなかったとされる¹⁹。石尾芳久は、中国の君主制思想は、あくまでも責任を担当すべきもので、法上無責任―すなわち神聖不可侵の特権を有するものといえず、そこに革命的なつながりを存するが、日本の君主制思想は、君主に神聖不可侵の権限―法上無責任の権限を認めるとする²⁰。

(3) 十七条憲法にみる合議の思想

1、十七条憲法の主題＝衆議を成立させること

「一曰、以_レ和為_レ貴、無_レ忤為_レ宗。人皆有_レ党。亦少_二達者_一。是以、或不_レ順_二君父_一。乍違_二于隣里_一。然上和下睦、諧_二於論_一事、則事理自通。何事不_レ成」

上下和睦して為政についての議論を成立させる

「十七曰、夫事不_レ可_二独断_一。必与_レ衆宜_レ論。小事是輕。不_レ可_二必衆_一。唯速_レ論_二大事_一、若疑_レ有_レ失。故与_レ衆相弁、辞則得_レ理。

独断を排し、大事については衆議によって事を決する

→「然上和下睦、諧_二於論_一事」（「諧」＝調和する）

憲法の説く衆議＝上下が和して話し合い、意見を調和させる（＝一致させる）ことを目指す

2、衆議を成立させる条件

「十五曰、背_レ私向_レ公、是臣之道矣。凡人有_レ私必有_レ恨。有_レ憾必非_レ同。非_レ同則以_レ私妨_レ公。憾起則違_レ制害_レ法。故初章云、上下和諧、其亦是情坎」

人は「私」があるときは恨みの心を生じ、恨みの心が人々の「同」ぜざる事態を招き、それが「以_レ私妨_レ公」や「違_レ制害_レ法」を引き起こす

「背_レ私向_レ公」＝「臣之道」→「故初章云、上下和諧、其亦是情坎」

「九曰、信是義本。每_レ事有_レ信。其善惡成敗、要在_二于信_一。群臣共信、何事不_レ成²¹。群臣無_レ信、万事悉敗」

「信」＝「誠」。「人」＋「言」（←「信、誠也。从_二人言_一」（『説文解字』））

人の言葉のまこと。言葉と行動を一致させること

「信」の出典＝「信近_二於義_一、言可_レ復也」（『論語』学而篇）

「与_二朋友_一交、言而有_レ信」（『論語』学而篇）＝人の言葉にかかわる信

「信」を仏教との関係で理解する見方もあるが、憲法に説かれる「信」は合議における群臣の発言に問われるまことであつたと考えられる。冠位十二階において、徳冠の下に通常の五常「仁・義・

礼・智・信」と異なる「仁・礼・信・義・智」の位を定め、礼と信を重視しているのも、「礼」²²と「信」が合議と密接にかかわるためか

3、衆議と仏教思想

「十曰、絶_レ忿棄_レ瞋、不_レ怒_二人違_一。人皆有_レ心。心各有_レ執。彼是則我非。我是則彼非。我必非_レ聖。彼必非_レ愚。共是凡夫耳。是非之理、詎能可_レ定。相共賢愚、如_二鑊無_一端。是以、彼人雖_レ瞋、還恐_二我失_一。我独雖_レ得、從_レ衆同举」

第十条は第一条や第十七条の内容と通じ、より仏教色が強められる²³

・「共是凡夫耳」＝「亦少_二達者_一」(第一条)

・「我独雖_レ得、從_レ衆同举」＝「以_レ和為_レ貴、無_レ忤為_レ宗」(第一条)

「夫事不_レ可_二独断_一。必与_レ衆宜_レ論」(第十七条))

人には各々心があり、彼が是としても自分は非とし、自分が是としても彼は非とする。なかなか一致し和合することがない→人は共に「凡夫」²⁴に過ぎず、だれがよく是非の理を定められようか→自分独りが正しいと思っても、「衆」に従って同じく行動しなさい

おわりに

憲法では、第一条の内容が第十五条と第九条の内容に、第一条と第十七条の内容が最終的に第十条の内容に通じる構造をとり、これらの条はすべて合議を主題とする。「上下和諧」した「衆」議とは、「衆」に従って「同举」することと重なる。すなわち憲法の説く「衆」議とは、合議において上下が「和」して意見を調和させること、また、「衆」にしたがって同じく行動すること、すなわち合議における一致和合、つまり見解一致を目指すものと考えられる。独断よりも人々の合意によってこそ、凡夫に過ぎない人間も道理に至るのである。これは冠位制制定以降、全会一致を成立条件とするようになる大夫合議制の形態変化と対応するものである。

吉川真司²⁵

律令太政官合議制における「参議」の実態は朝政の場に参会し、決裁を傍聴し、無言の同意を形成することであり、この太政官の「参議」は十七条憲法以来の官司運用の原則である諸司諸国の「共知」(独断せず、一官司全体としての合意を重んじる)に相当する

井上亘²⁶

朝庭という政治の場はまさに「共知」理念を体現する場であったが、それは政治の決裁・施行を庭にある官人に傍聴することを義務づけ、その総意として承認せしめることに他ならず、唐の集議に比して日本の朝政には遥かに多くの官人が関与し、官人層全体で太政官の政務を承認する体制をとっていた

私見

史料⑧の合議は、「朝堂庭」での饗宴と同時に群卿と百寮を集めて行われ、実態は通常の政と同様に大臣と大夫が決裁する場に百官が侍して承認する様相であったと推定される。「共知」理念は十七条憲法に由来するとされるが、十七条憲法には、合議において合意を形成すべきことが説かれている。また、太政官の決裁・施行を朝庭にある官人全体の総意として承認する体制の起源が、史料⑧のように冠位十二階段階に遡るとすれば、徳冠の合意を全廷臣の合意とみなす冠位制制定以降の合議体制と通じるものである。

¹ 白石太一郎「前方後円墳の終焉」(白石太一郎編『古代を考える 終末期古墳と古代国家』吉川弘文館、2005年)、同「前方後円墳の出現と終末のいみするもの」(白石太一郎・鈴木靖民・寺澤薫・森公章・上野誠編『前方後円墳の出現と日本国家の起源』KADOKAWA、2016年)、広瀬和雄「東国における前方後円墳の終焉」(広瀬和雄・太田博之編『前方後円墳の終焉』雄山閣出版、2010年)、同『前方後円墳の世界』(岩波書店、2010年)。

² 関晃「大化前後の大夫について」(『関晃著作集 第二巻 大化改新の研究 下』吉川弘文館、1996年、初出は1959年)、原島礼二「大夫小論覚書」(『歴史評論』113、1960年)、武光誠「冠位十二階の再検討」(『日本古代国家と律令制』吉川弘文館、1984年、初出は1977年)、虎尾達哉「参議制の成立」(『日本古代の参議制』吉川弘文館、1998年、初出は1982年)、平野邦雄「推古朝の政治」(『大化前代政治過

程の研究』吉川弘文館、1985年）、加藤謙吉「大夫制と大夫選任氏族」（『大和政権と古代氏族』吉川弘文館、1991年、初出は1986年）、倉本一宏「氏族合議制の成立」（『日本古代国家成立期の政権構造』吉川弘文館、1997年、初出は1991年）、佐藤長門『日本古代王権の構造と展開』（吉川弘文館、2009年）、原朋志「令制以前のマヘツキミと合議」（『ヒストリア』209、2008年）。

³ 川尻秋生「日本古代における合議制の特質」（『歴史学研究』763、2002年）。

⁴ 鈴木琢郎「大臣制の成立と日本古代の君臣秩序」（『日本古代の大臣制』塙書房、2018年）。

⁵ 宣化元年（536）五月辛丑朔条では、筑紫の那津官家へ非常に備えて各地の屯倉の穀を運ばせたが、大王も大臣、大連、大夫とともに固有の統属関係の主管者の一人として機能しており、群臣合議の場合においても、部民制下の固有の統属関係を主管する群臣一人ひとりと直接対話する「歴問」の形式がとられる場合があったと推定される。

⁶ 川尻秋生「日本古代における合議制の特質」（『歴史学研究』763、2002年）。

⁷ 仁藤敦史「倭京から藤原京へ」（『古代王権と都城』吉川弘文館、1997年、初出は1992年）、遠山美都男「舒明天皇即位前紛争の一考察」（『古代王権と大化改新』雄山閣、1999年）。

⁸ 合議後、新羅・任那への遣使の報告も待たずに新羅に軍勢を送っており、一本化された合議結果に反して軍を送った、あるいは史料⑥の合議では合意に至らず、軍を派遣する時点で何らかの合意が形成されるに至った等の見方が可能である。第三章で論じる新羅合議制「和白」も見解の一致を原則とする合議であったが、李丙燾「古代南堂考」（『韓国古代史研究』学生社、1980年）によれば、ほとんど決定的段階に至った議案を一人の改議で破ったり、またすでに議決された案件でも、一人の異議者がこれをくつがえして再び会議をひらくような例も稀にあったとする。

⁹ 門脇禎二「『国司』の任命と『無改換』問題」（『大化改新』史論 上』思文閣出版、1991年、初出は1976年）、同『蘇我蝦夷・入鹿』（吉川弘文館、1977年）は、「授位」とは「国司」に関わるもので、冠位十二階の冠位でも律令位の位階でもなく官に近いとするが、これに対し、平野邦雄「推古朝の政治」（前掲注2）、佐藤長門「倭王権における合議制の史的展開」（前掲注2）は、合議の三日後、対抗処置として蝦夷が入鹿に「紫冠」を授けて「大臣位」に擬しており、「国司」のみならず、群臣の位次も共議されたとする。

¹⁰ 皇極三年正月乙亥朔条に「以_レ中臣鎌子連_レ押_レ神祇伯_レ。再三固辞不_レ就。称_レ疾退去居_二三嶋_一」とあり、自らの意志と異なる神祇伯を固辞して、病を口実に朝参しない例がみられる。

¹¹ 新羅合議制「和白」も見解の一致を原則とする合議であり、異論を出した者を処刑する例がみられる。

¹² 佐竹昭「藤原宮の朝廷と赦宥儀礼—古代宮室構造展開の一試論」（『日本歴史』478、1988年）。

¹³ 井上亘「推古朝の朝政」（『日本古代朝政の研究』吉川弘文館、1998年、初出は1995年）。

¹⁴ 推古三十一年是歳条。

¹⁵ 吉村武彦「古代の王位継承と群臣」（『日本古代の社会と国家』岩波書店、1996年、初出は1989年）。

¹⁶ 石尾芳久「古代国家の太政官制度」（『日本古代天皇制の研究』法律文化社、1969年）、坂上康俊「日・唐律令官制の特質」（土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集 上』（吉川弘文館、1984年）、早川庄八『日本古代官僚制の研究』（岩波書店、1986年）、佐々木宗雄「日唐国家機構の特質」（『日本古代国制史論』（吉川弘文館、2011年）。

¹⁷ 佐々木宗雄「日唐国家機構の特質」（前掲注14）。

¹⁸ 尾形勇「古代帝国の秩序構造と皇帝支配」（『中国古代の家と国家』岩波書店、1979年）。

¹⁹ 関晃「中国的君主観と天皇観」（『関晃著作集第四巻 日本古代の国家と社会』吉川弘文館、1997年、初出は1977年）。

²⁰ 石尾芳久「古代国家の太政官制度」（前掲注16）。

²¹ 「群臣共信、何事不_レ成」と第一条の「何事不_レ成」は同様の記述であり、合議について規定した第一条と第九条もまた、通じ合う内容をもつと想定される。

²² 憲法第一条の「以_レ和為_レ貴」の出典は、『礼記』儒行篇の「礼之以_レ和為_レ貴」や『論語』学而篇の「礼之用。和為_レ貴」にもとめられる。これらの書では「礼」との関係から「和」について言及するが、第一条の記述は「礼」を欠いて「和」のみであり、憲法第一条と最後の第十七条は、ともに合議についての規定となっている。しかし、合議体を構成する大夫は大小徳冠を授与されたように、礼制の根幹をなす冠位制と大夫合議制は、不離の関係におかれていた。また、第四条では「群卿百寮以_レ礼為_レ本」と礼を

重視する。

²³ 「瞋」は瞋恚ともいい、仏教で貪、癡と並んで三毒とされる煩惱であり、「忿」は唯識で瞋から派生して起こる煩惱とされる。「凡夫」もまた、仏教と関係する語である。

²⁴ 石井公成「伝聖徳太子「憲法十七条」の「和」の源流」(『天台學研究』10、ソウル、2007年)は、第十条は、親鸞の「罪業深重の凡夫」という自覺に似ているとして尊重されてきたが、仏教であれば「凡夫」は愚人にほかならず、第十条で、「聖」と「愚」以外が凡夫とされているのは、『論語』里仁篇の「唯上知與下愚不移」に関する六朝の解釋に基づいているとするが、群臣を在家信者と想定すれば、第十条の「凡夫」に仏教の真理を悟った聖者に対する未だ悟りを得ていない凡夫の意、官吏登用の資格審査と結びついた六朝の人性論の意と二重の意味が想定されることに意義があろう。

²⁵ 吉川真司「申文刺文考」(『律令官僚制の研究』塙書房、1998年、初出は1994年)。

²⁶ 井上亘「参議朝政考」(前掲注13)。